業庫第６０号（例）
２０２６年１１月６日

代　　理　　店
代理店引受金融機関　御中

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程（平成２７年９月１１日付業庫第７４号別紙１）の一部を別紙．のとおり改正し、本年１２月７日から実施することとしましたので、通知します。

以　　上

別紙.

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

○　６．（１）ハ．（ハ）ｂ．を横線のとおり改める。

ｂ．利子額

利払対象銘柄について、元利払対象銘柄（供託口）入力締切時刻までの供託振替国債の受払いを反映した口座残高に基づき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおり算出した額（円未満切捨て(注)）のほか、分離利息振決国債の期日支払額を利子額として扱う。

ただし、定期利子支払期日の日（例：２０日）と終期利子支払期日の日（例：２２日）が異なる場合の終期利子については、官報に掲載された当該銘柄の発行に係る告示に掲載された方法により算出する。

（注）ただし、円未満切捨て後の利子額が０円となる場合において、利率および口座残高がゼロより大きいときは、利子額を１円とする。

以下略（不変）